

日本醸造学会 若手の会 表彰実施要領

日本醸造学会若手の会会則（以下、「会則」という。）第3条第2項第4号及び第5号に掲げる表彰については、この実施要領によることとする。

第1条 会則第3条第2項第4号及び第5号に掲げる表彰（以下、表彰等という。）を授与するために、運営委員は当該表彰等を授与するに相応しい者（以下、「受賞候補者」という。）について、その理由を記した推薦状を提出して運営委員長に推薦することができる。

2 前項に定める推薦については、運営委員会の席上において、運営委員長が特別に認めた場合は、推薦状の提出に代えて、口頭で運営委員長に推薦できるものとする。

第2条 運営委員長は、運営委員から推薦された受賞候補者について、会議に諮り、運営委員会の決議をもってその諾否を決定する。

第3条 会則第3条第2項第5号に掲げる「本会の目的及び活動に対して貢献した者」に対する表彰は、会則第3条第1項に定める目的及び活動の主旨に鑑み、授与する賞を「醸造文化賞」と称する。

第4条 前条までに定める表彰等は、日本醸造学会若手の会運営委員長から賞状を授与するものとする。賞状には、副賞を添えることができる。

第5条 表彰等は、総会の席上において行う。

第6条 この実施要領は、運営委員の総意により改廃することができる。

付 則 この実施要領は、運営委員の承認を受けた日（平成26年10月9日）から施行する。

以上